

令和7年度 第1回守谷市文化財保護審議会 会議次第

日 時 令和7年5月12日(月曜)
午前10時30分から
会 場 守谷市役所 小会議室 1

1. 開会のことば
2. 担当職員紹介
3. 委員紹介
4. 議 題
 - (1)文化財の市指定について(諮問)
 - (2)その他
 - (3)報告事項
5. 閉会のことば

《守谷市文化財保護審議会委員》

任期 令和7年4月1日から令和10年3月31日

No.	委員区分	氏名
1	学識経験者	根本正美
2	学識経験者	鈴木康男
3	学識経験者	横張克博
4	学識経験者	増記多佳子
5	学識経験者	松本典幸
6	学識経験者	大原逸男
7	学識経験者	石井國宏
8	公 募	小田野博

事務局(令和7年度)

役職名	氏名
教育長	奈幡 正
教育委員会 生涯学習課長	福島 晶子
生涯学習 グループ係長	江田 雄樹
生涯学習 グループ主任	甲斐 桂

事務局連絡先

生涯学習課生涯学習グループ

電話 0297-45-1111(内線 277)

FAX0297-45-5703

E-mail shougai@city.moriya.ibaraki.jp

議題

(1)文化財の市指定について(諮問)

下記有形文化財についての市指定に関し、守谷市文化財保護条例第4条第3項に基づき、守谷市文化財保護審議会に諮問します。

1. ろくじ みようごう 六字名号(掛け軸) 雲天寺所蔵
2. かんしょう 喚鐘(鋳物) 雲天寺所蔵
3. くまのかんしんじっかいまんだら 熊野観心十界曼荼羅(掛け軸) 清瀧寺所蔵

(2)その他

・茨城県指定文化財に係る調査候補について(県からの照会)

(対象文化財) 別紙参照

(留意事項) 原則として市指定文化財に限る。件数は1件まで。なお、この照会は、基礎資料の収集を行うものであり、今回の提出は県指定への申請ではない。

(回答期限) 令和7年9月26日(金)

(3)報告事項

令和6年度第3回守谷市文化財保護審議会では松本委員より提案がありました「文化財看板清掃」について、市内25か所の清掃を完了しましたのでご報告します(4月21日と5月1日の2回に分けて実施)。

茨城県指定文化財に係る調査候補について

1 対象文化財の基本的な考え方

- (1) ここでいう文化財とは、県内に所在し、茨城県の歴史や文化、又は風土を理解する上で欠くことのできないものをいい、次のいずれかに該当する物件であること。
 - ① 歴史的にみて特に価値があるもの
 - ② 本県の文化史上貴重なもの
 - ③ 地方的（地域的）特色が顕著なもの
 - ④ 自然史的にみて特に価値があるもの
- (2) 将来、指定等の保護措置において保存・活用が図れるものを要件とする。
- (3) 有形文化財の所有者は1人もしくは1団体となっているものとする（所有者が複数となっているものは対象としない）。
- (4) 1市町村1件に限定して選ぶものとする。該当がない場合も、その旨の回答をお願いします。
- (5) 回答物件は、原則として市町村指定文化財となっている物件とし、当該文化財について解体修理や部分修理の計画がある場合は候補としない。

ただし、県有及び国有の指定候補物件については、市町村指定を経ずに県指定とすることができる。

2 対象文化財

(1) 有形文化財（建造物）

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の①から⑤までのいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- ① 意匠的に優秀なもの
- ② 技術的に優秀なもの
- ③ 歴史的価値の高いもの
- ④ 学術的価値の高いもの
- ⑤ 流派的又は地方的特色の顕著なもの

(2) 有形文化財（絵画・彫刻・工芸品）

- ① わが国及び本県における各時代の遺品のうち、制作が優秀で本県の文化史上貴重なもの
- ② わが国及び本県の美術工芸史上又は文化史上特に意義のある資料となるもの
- ③ 題材、品質、形状、形態又は技法などの点で顕著な特色を示すものあるいは、用途などが特異で意義の深いもの
- ④ 特殊な作者、流派あるいは地方様式などを代表する顕著なもの
- ⑤ 本県出身あるいは本県に関係ある美術史上優秀な作家の代表作と認められるもの及び伝記研究上意義のある資料となるもの
- ⑥ 渡来品等で、わが国及び本県の文化にとって特に意義のあるもの
- ⑦ 重要美術品の認定をうけているもの

(3) 有形文化財（書跡・典籍）

- ① 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等でわが国及び本県の書道史上及び文化史上重要と認められるもの
- ② 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本でわが国及び本県の文化史上重要と認められるもの
- ③ 典籍類のうち版本類（版木を含む）は、印刷史上及び文化史上重要と認められるもの
- ④ 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとめて保存し、学術的価値の高いもの
- ⑤ 渡来品等でわが国及び本県の文化にとって特に意義のあるもの

(4) 有形文化財（古文書）

- ① 古文書類は、わが国及び本県の歴史上重要と認められるもの
- ② 日記、記録類（絵画、系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本でわが国及び本県の文化史上重要なもの
- ③ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- ④ 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- ⑤ 渡来品でわが国及び本県の歴史上特に意義のあるもの

(5) 有形文化財（考古資料）

各時代の遺物で学術的価値の高いもの、又はわが国及び本県の歴史上重要と認められるもの

(6) 有形文化財（歴史資料）

- ① 政治、経済、社会、文化、科学技術等わが国及び本県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち、学術的価値の高いもの
- ② わが国及び本県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち、学術的価値の高いもの
- ③ わが国及び本県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- ④ 渡来品でわが国及び本県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

(7) 無形文化財（芸能関係）

- ① 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、流派的特色が顕著なもの
- ② 上記の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

(8) 無形文化財（工芸技術関係）

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の①から③までのいずれかに該当するもの

- ① 芸術上価値の高いもの
- ② 工芸史上重要な地位を占めるもの
- ③ 芸術上価値が高く、又は、工芸史上重要な地位を占めるもの

(9) 有形民俗文化財

① 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、制作技法、用法等において、わが国及び本県民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- ア 衣食住に用いられるもの
- イ 生産、生業に用いられるもの
- ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの
- エ 交易に用いられるもの
- オ 社会生活に用いられるもの
- カ 信仰に用いられるもの
- キ 民俗知識に関して用いられるもの
- ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
- ケ 人の一生に関して用いられるもの
- コ 年中行事に用いられるもの

② 上記のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、次のアからオまでのいずれかに該当し、わが国及び県民の生活文化を知る上で重要と認められるもの

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの

(10) 無形民俗文化財

① 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの

- ア 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

② 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの

- ア 芸能の発生又は成立を示すもの
- イ 芸能の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの

③ 民俗技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの

- ア 技術の発生又は成立を示すもの
- イ 技術の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの

(11) 史跡

次に掲げるもののうち、わが国及び本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値の高いもの

- ① 貝塚、遺物包含地、住居跡、古墳等の遺跡
- ② 国郡庁跡、城館跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- ③ 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- ④ 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- ⑤ 慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- ⑥ 関跡、駅家跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- ⑦ 墳墓並びに碑
- ⑧ 旧宅、園池、樹石及び特に由緒のある地域等

(12) 名勝

次に掲げるもののうち、わが国及び本県の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものについては、風致景観の優れたもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- ① 公園、庭園等
- ② 橋梁、築堤等
- ③ 花樹、花草、紅葉、緑樹等の叢生する場所
- ④ 鳥、獣、魚、虫類の生息する場所
- ⑤ 岩石、洞穴
- ⑥ 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- ⑦ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ⑧ 砂丘、砂嘴、海浜、海岸、島嶼
- ⑨ 火山、温泉
- ⑩ 山岳 丘陵、高原、平原、河川
- ⑪ 展望地点

(13) 天然記念物

次に掲げる動植物及び地質鉱物のうち、学術上貴重でわが国及び本県の自然を記念するもの

- ① 動物
 - ア わが国特有の動物で著名なもの及びその生息地
 - イ 学術上保存を必要とするもの及びその生息地
 - ウ 自然環境における特有の動物又は動物群集
 - エ 特に貴重な動物の標本
- ② 植物
 - ア 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社寺叢及びその生育地
 - イ 代表的植物群落及びその生育地
 - ウ 分布限界地の植物及びその生育地

エ 絶滅に瀕した植物及びその生育地

③ 地質鉱物

ア 岩石、鉱物、化石の県産物の貴重なもの及びその産状

イ 地層の堆積構造上県土生成史的に貴重なもの

ウ 地層の変動史上貴重な地質構造（例えば、断層、褶曲など）

エ 生物の働きにより形成された岩石、又は侵食された岩石

オ 洞穴（例えば、鍾乳洞など）

カ 温泉並びに鉱泉又は沈殿物とその分布区域の保護

キ 風化及び侵食による景観の優れたもの

ク 地質時代の火山活動による溶岩流及び火山灰堆積による現象とその区域

ケ 地盤活動を象徴する堆積段丘、堆積段丘礫層とその区域

④ 天然保護区域

保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域

(14) 選定保存技術の選定

① 有形文化財等関係

ア 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のため欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、構造等に係るもので保存の措置を講ずる必要のあるもの

イ 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

② 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

(15) 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定

① 保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

② 保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの